

船橋市一時預かり事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、船橋市一時預かり事業実施要綱（平成27年4月1日。以下、「実施要綱」という。）第1条に規定する一時預かり事業（以下、「事業」という。）に要する経費に対し、その経費の一部を補助することにより、事業を実施する幼稚園の費用負担を軽減し、もって児童福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、船橋市一時預かり事業実施要綱の例によるものとする。

(補助の対象)

第3条 補助の対象は、実施要綱第2条第1項に定める事業実施者のうち、幼稚園とする。

(補助金額)

第4条 この事業の補助金額は、別表に定めるものとする。

(補助金の申請)

第5条 この要綱に定める補助金の交付を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、次に定める期日までに船橋市一時預かり事業補助金交付申請書（第1号様式）に一時預かり事業実施状況報告書を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、市長が認める場合においては、この限りではない。

- (1) 4、5、6月分 7月15日まで
- (2) 7、8、9月分 10月15日まで
- (3) 10、11、12月分 1月15日まで
- (4) 1、2、3月分 3月31日まで

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定により補助金の申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、その旨を船橋市一時預かり事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知する。

(交付の時期)

第7条 前条の申請に係る補助金については、交付決定後に交付するものとする。

(関係書類の整備)

第8条 申請者は、補助事業に係る収支を記載した帳簿を備え、当該収支についての証拠書類を整理し、補助金の額の決定の日の属する年度の終了後、5年間保管しておかなければならない。

(交付決定の取消等)

第9条 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた事業実施者があるときは、市長は補助金の交付決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表 1

補助の種別		補助金額
基本分 右欄に掲げる月額分と期末手当分を合算した額。ただし、別表第 2 の左欄に掲げる場合にあつては、基本分から同表の右欄に掲げる額を控除した額。	月額分	月額 386,800 円以内。ただし、配置する保育従事者が 1 人である場合には、年間計画における利用人数に応じた年間基準額を 12 月と期末手当分の月数を合算した額で除した額(1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)以内とする。
	期末手当分	1 年につき、月額分の 4.4 月分(配置する保育従事者が 1 人である場合には、年間基準額から月額分に 12 を乗じて得た額を差し引いた額)を上限とする。ただし、年度の途中で配置した保育従事者の数を変更した場合には、2 人以上を配置した月数と 1 人を配置した月数でそれぞれ按分した額を合算した額を上限とする。
加算分 (児童一人当たり)	0 歳児	2,200 円
	1 歳以上児	1,600 円
生活保護世帯利用料相当分	実施要綱別表に定める利用料金の基準を上限とした額	

年間基準額とは、子ども・子育て支援交付金交付要綱(平成 28 年 7 月 20 日付け府子本第 474 号)別紙一時預かり事業の項 3 基準額の欄における 1 運営費(1)一般型ア(ア)基本分①又は②の表に掲げる基準額をいう。

別表 2

区分	控除額
1 1 月当たりの事業の実施日数が 1 日に満たない月がある場合	基本分を 12 で除して得た額に、事業の実施日数が 1 日に満たない月数を乗じて得た額(1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

2 1月当たりの事業の実施日数が1日以上15日未満である月がある場合	基本分に2分の1を乗じて得た額を12で除して得た額に、事業の実施日数が1日以上15日未満であった月数を乗じて得た額1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)
------------------------------------	---

第1号様式

船橋市一時預かり事業補助金交付申請書

年 月 日

船橋市長

住所
団体名
代表者

船橋市一時預かり事業補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

施設名

所在地

交付申請額 円

添付書類

第2号様式

船橋市一時預かり事業補助金交付決定通知書

年 月 日

様

船橋市長

年 月 日付けで交付申請のあった船橋市一時預かり事業補助金について、下記のとおり決定したので、通知します。

記

1 交付します。 交付決定額 円

2 交付しません。
理由